

(基準の特例)

第21条の2 この節の規定は、この節に掲げる設備について、消防長が、当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるとき、又は特殊の設備を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

※ 改正経過：追加〔昭和50年条例第40号〕、全部改正〔昭和55年条例第39号〕、一部改正〔昭和61年条例第3号〕

【趣旨】

本条は、火気設備及び使用に際し火災の発生のおそれのある設備について、消防長が予想しない特殊な設備等や特殊な構造又は使用方法により、本節の規定による場合と同等以上の安全性が確保することができることを認めたとき、これらの規定によらないことができることを定めたものである。

本条は、新しい形態の燃焼設備等が開発され、多様化している中で、その位置、構造及び取扱いの状況から判断して火災予防上支障がないと認められる場合には、特例規定を設けて対応することが適当であることから、昭和50年の条例改正により新たに規定したものである。

【解説】

本条による特例を認める際は、その安全性を証明する関係図書等の提出を求め、総合的な判断をする。

1 申請

(申請者)は「特例認定申請書」(※)に必要事項を記載するとともに、申請内容を確認するために必要な図書を添えて、申請する場所の区を管轄する消防署予防課に2部提出する。

2 審査

特例申請があった場合は、申請内容を審査するとともに、必要に応じて所要の現地調査等を行う。

3 審査結果

特例認定に支障がないと認める場合は、特例認定通知書(要綱様式49の2)を交付し、また、支障があると認める場合は、認定できない理由を特例認定申請書(副本)の経過欄に記載のうえ、申請者に交付する。

※ 予防要綱第39条(予防規程第10条に係る特例の認定)及び様式48